



消費者の部屋通信

(平成25年6月号)

目次	☆ 特別展示の御紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	2
	☆ 5月の消費者相談状況(速報)	3
	☆ 相談事例(5月分)	5
	☆ 地方の「消費者の部屋」だより	6



＜特別展示＞
「食べるクジラを
もっと身近に、簡単に！」
(5月13日～5月17日開催)



＜特別展示＞
「安全で健やかな食生活を送るために」
(5月20日～5月24日開催)



☆ 消費者の部屋では

消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、農林水産本省の北別館1階にあり、特別展示には、これまで延べ190万人を超える方々に御来室いただいております。

これからもわかりやすい情報の提供・相談に努めて参りますので、どうぞお気軽に御利用ください。

☆ 特別展示の御紹介

● 特別展示の開催状況

日 程	テーマ	入場者数
5月13日～5月17日	食べるクジラをもっと身近に、簡単に！	1,287人
5月20日～5月24日	安全で健やかな食生活を送るために	483人

● 今後の特別展示（予定）

日 程	テーマ
6月3日～6月7日	ジビエ（野生鳥獣）について考える2013 ～地域資源としてジビエの有効活用～
6月10日～6月14日	「和船を見る」、「和船に乗る」、「和船を漕ぐ」
6月17日～6月21日	なぜ？なに？食育！！～望ましい食生活の実現に向けて～

◆ テーマ「食べるクジラをもっと身近に、簡単に！」 ◆

家庭でも簡単に出来る調理法やクジラ料理を食べることのできる店や購入できる店の情報、また高タンパク・低コレステロール・低脂肪であり、ビタミンAや鉄分も豊富に含まれているクジラの肉を材料とした鯨汁、竜田揚げ等昔からの料理をはじめ、中華・洋食での新しいクジラ料理を紹介するとともに、クジラ資源の持続的利用を目指す調査捕鯨についても展示しました。



来場された方は、貴重な展示物や資料を興味深く見学されていました。



テレビニュースの取材も入り、皆さんの関心が高いことが伺えました。

◆ テーマ「安全で健やかな食生活を送るために」 ◆

農林水産省は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考え方の下で、食品の安全性向上に取り組むとともに、消費者の方に「食」に対する信頼感を持っていただけよう取り組んでいます。

消費・安全局における取組をパネル展示を中心に紹介しました。



JASマークの付いた現物見本の展示もされました。



害虫の標本も展示しました。

☆ 学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校生などに対して、農林水産行政などをわかりやすく説明しています。5月の来訪者は以下のとおりです。



■ 平成25年5月の訪問	来訪者数
福島県会津若松市立第4中学校3年生	4名
秋田県能代市立能代第2中学校3年生	2名
京都府精華町立精華西中学校3年生（第1班）	12名
京都府精華町立精華西中学校3年生（第2班）	12名
宮城県仙台市立八木山中学校3年生	5名
三重県いなべ市北勢中学校3年生	5名
東京都筑波大学付属駒場中学校2年生	6名
愛知県東海市立名和中学校3年生	5名
合 計 8件	51名

～ 修学旅行や社会科見学などの訪問をお待ちしています ～

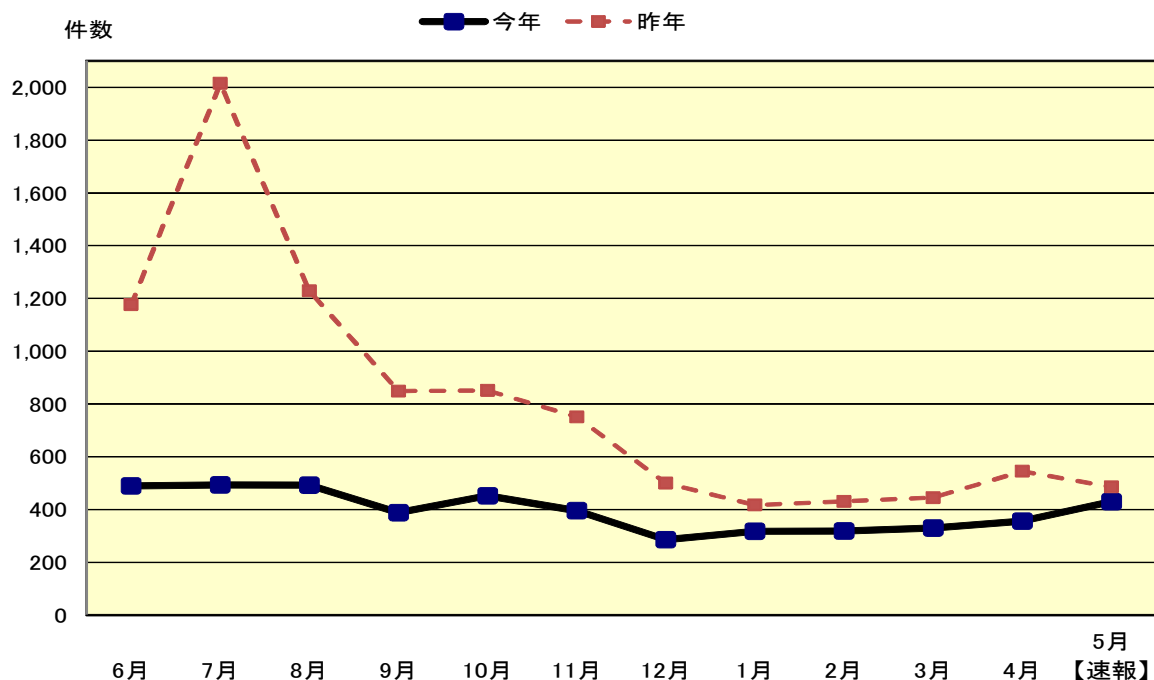
☆ 5月の消費者相談状況（速報）

～電話やメールで御相談を受け付けています～



5月の相談件数は、430件（前月356件）でした。このうち、問合せは354件、要望・意見は59件、その他は17件となりました。

図1 月別相談件数の推移

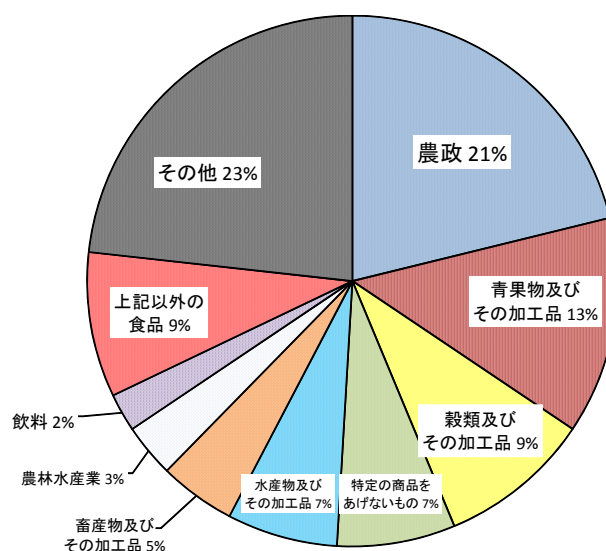


〔品目別相談件数〕

表1 品目別相談件数

	件数(前月件数)
農政	91 (62)
青果物及びその加工品	57 (40)
穀類及びその加工品	40 (37)
特定の商品をおげないもの	31 (25)
水産物及びその加工品	29 (26)
畜産物及びその加工品	20 (29)
農林水産業	14 (13)
飲料	10 (5)
上記以外の食品	38 (38)
その他	100 (81)
合計	430(356)

図2 品目別相談比率

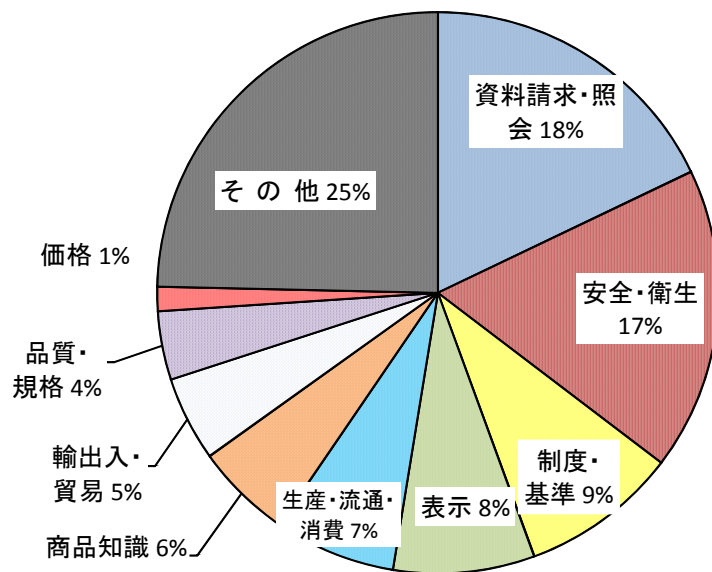


〔内容別相談件数〕

表 2 内容別相談件数

	件数(前月件数)
資料請求・照会	77 (54)
安全・衛生	75 (66)
制度・基準	39 (33)
表 示	35 (33)
生産・流通・消費	30 (17)
商品知識	24 (18)
輸出入・貿易	21 (23)
品質・規格	17 (25)
価格	6 (7)
そ の 他	106 (80)
合 計	430 (356)

図 3 内容別相談比率

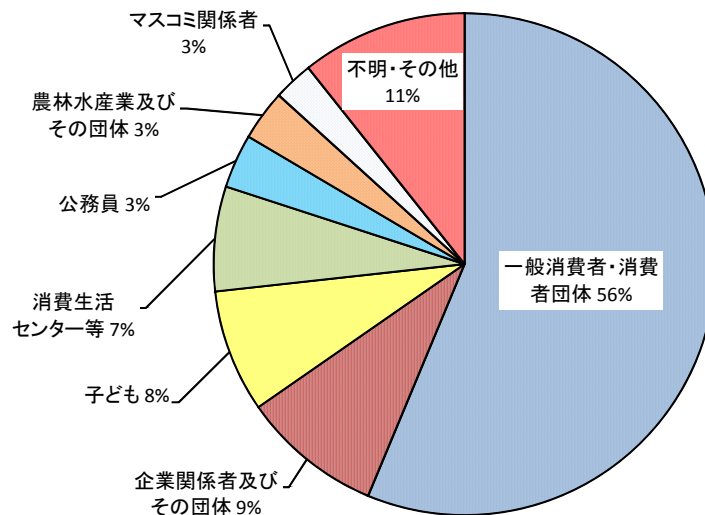


〔相談者別件数〕

表 3 相談者別相談件数

	件数(前月件数)
一般消費者・消費者団体	242 (199)
企業関係者及びその団体	39 (37)
子ども	34 (9)
消費生活センター等	29 (25)
公務員	15 (24)
農林水産業及びその団体	14 (17)
マスコミ関係者	11 (13)
不明・その他	46 (32)
合計	430(356)

図 4 相談者別相談比率



◆ 主な要望・意見

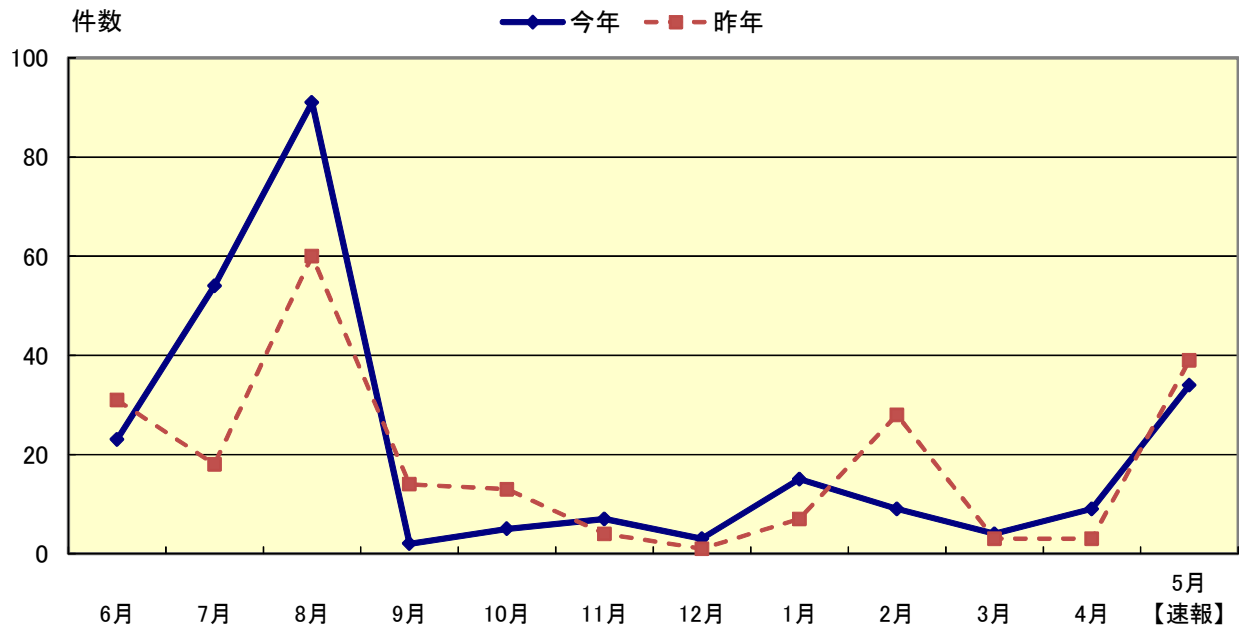
- * 食品ロスを少なくすべきだ。食料自給率を高めるべきだ。
- * 6月が食育月間である事を初めて知った。良い事なので、もっといろいろな方々に普及してほしい。
- * 天候不順や紛争などで食料の供給に支障がないよう食料自給率を上げてほしい。

【子ども相談】

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

5月の子ども相談件数は、前月より25件増加し、34件となりました。

図5 子ども相談件数の推移



◆ 主な相談内容

- * 食品偽装に係わる農林水産省と警察庁との連携はどうなっていますか。
- * 消費者の部屋への相談対応では、どのような質問が多いですか。
- * 合鴨で除草すると聞きましたが、現在も行われているのでしょうか。

☆ 相談事例（5月分）

Q1 「五月のセリは食べるな」と言われますが、食べてはいけないセリがあるのでしょうか。

A：春先に自然毒を有するドクゼリが生育しますが、生育地には食用のセリが混在しています。過去に、間違えて食したため、食中毒の原因となった事例が発生しています。ドクゼリと食用のセリとは香りが異なりますので、この時期の山菜採りでは、摘み取る際に葉を揉んで香気を確認するなどの注意が必要です。

(参考資料：「自然毒のリスクプロファイルー高等植物：ドクゼリ」厚生労働省ホームページ公表資料)

Q 2 普通肥料の中の有機質肥料とは何ですか。

A：肥料取締法では、魚粉類、動物かす粉末類、骨粉質類、植物油かす類等の動植物質の肥料のことで、一般には、窒素含有率（窒素全量）で評価されています。

ちなみに有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種または植付け前2年以上の間、堆肥などによる土作りを行った農耕地において生産された農産物のことです。

（参考資料：「知ってほしい肥料と飼料の検査の話」（独）農林水産消費安全技術センターホームページ公表資料）

☆ 地方の「消費者の部屋」だより

中国四国農政局 消費者の部屋

中国四国農政局「消費者の部屋」は、J R岡山駅から南へ徒歩7分、岡山第2合同庁舎の1階に常設展示場を開設しています。

【消費者の部屋】

消費者の部屋では、消費者の皆さまに、農林水産行政や食品安全行政等について情報提供を行うとともに、年間展示計画によりテーマを定めて特別展示を行っています。

また、庁舎の9階には消費者相談コーナーを設け、来訪者の相談対応を行っています。



消費者の部屋

【夏季親子のための特別企画～楽しく学ぼう！in農政局】



楽しく学ぼう！in農政局

平成24年8月、親子を対象にした特別企画「楽しく学ぼう！in農政局」を庁舎内で開催しました。「食」と「農」に関するパネルや果物や野菜の展示、クイズラリーの実施、また、体験コーナーでは、野菜や果物の糖度測定、野菜の重量当てクイズなどを行いました。

また、全国農業協同組合連合会岡山県本部による「もっと知ろう！岡山のくだもの！やさしい！」と題したミニ講座や岡山森林管理署の協力の下、森の恵みで小物等を作る木工教室も併せて行いました。

【移動消費者の部屋】

平成24年9月にコンベックス岡山で開催された「2012国際協同組合同年フェスティバル in おかやま」（「2012国際協同組合同年」岡山実行委員会主催）に参加し、「移動消費者の部屋」を開設しました。

展示コーナーでは「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマに、「食」と「農」に関するパネル展示のほか、「食べて応援しよう」の取組の紹介、消費者相談や食に関する体験コーナーを設置しました。



移動消費者の部屋

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課

〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4番1号 TEL:086-224-9428 FAX:086-224-4530

関東農政局 消費者の部屋

関東農政局「消費者の部屋」は、ＪＲさいたま新都心駅から徒歩５分に位置する、四方をガラスで囲まれたピラミッド型のさいたま新都心合同庁舎１号館インフォメーションセンターにあり、消費者がより関心を持つようパネルに図、表、写真等を多用する等の工夫をして、農林水産行政等に関する情報を提供しています。



さいたま新都心合同庁舎１号館
インフォメーションセンター

【常設展示コーナー】

年間を通じて、食料自給率、食育、食品の安全性等幅広い分野にわたって、パネル展示やパンフレットにより情報提供をしています。

【消費者の部屋特別展示】

テーマ毎に約１ヶ月間、特別展示を実施しています。



５月特別展示の様子

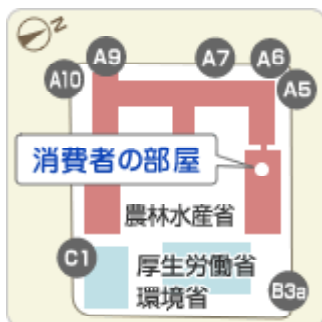
５月の特別展示は、「みやぎの農業・農村 復興・復旧パネル展」として、東日本大震災被災地の農業・農村が、全国からの支援を受けて復旧・復興に向けてがんばる姿を紹介しました。

６月の特別展示は、食育月間の一環として「はじめましょう『食育』！！」をテーマに、食育への理解を深め、地域における食育推進活動への積極的な参加を促すことを目的として、管内の農業体験や食育の取組などを紹介します。

関東農政局 消費・安全部 消費生活課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ Tel 048-740-0358 Fax 048-601-0548

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。



東京メトロ「霞ヶ関」駅
下車。A5、B3a出口すぐ。

平成25年6月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局
消費者情報官「消費者の部屋」
担当：坂本、新宅、加藤、宮崎

相談電話 03-3591-6529

ファックス 03-5512-7651

子供相談電話 03-5512-1115

インターネット相談窓口：

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/1c41.html>